

平成29年6月21日

国立大学法人宮城教育大学
学長 見上一 幸 殿

監事 荒 中 

監事 菊池 武 剋 

平成28年度監査の結果について（報告）

私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき監査を実施しました。

監査の結果については、「監査報告」のとおりです。

なお、「監査報告」の作成に当たっては、各副学長等への文書等による聴取とその回答、及び財務諸表の点検等を行うとともに、監査法人との適時情報交換等を行ったことを申し添えます。

監 査 報 告

国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人宮城教育大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局その他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事(以下「役員」という。)の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書)、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人宮城教育大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実はありません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人宮城教育大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年6月21日

国立大学法人宮城教育大学
学長 見上一幸 殿

監事 荒 中



監事 菊池 武剋



監査報告別冊

I 監査の概要

私ども監事は、国立大学法人宮城教育大学の中期目標・中期計画及び年度計画を踏まえ、主要な会議及び諸行事等に陪席するなどして業務執行の把握に努めるとともに、平成28年度の監査計画を作成し、監査を実施しました。

監査は、平成28年10月から平成29年3月までの期間、監査方法は大学運営会議、経営協議会及び教育研究評議会等の主要な会議への陪席や各理事・副学長への書面による聴取等、及び財務諸表の点検等を行うとともに、監査法人との適時情報交換等により行い、中期目標期間の評価結果等も踏まえ、以下のとおりまとめました。

II 監査の視点等

監査は、本学が定めた中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向かって業務が適切に執行されているかどうかを視点を置きました。

教員を目指す優秀な学生を選抜し、受け入れ、充実した教育研究等を行って資質の高い教員（社会人）を養成し、卒業生を広く教育界（社会）に送り出すことが本学の使命です。このことから監査の主たる内容を、「教育・研究等の質の維持・向上への取り組みと部局の運営状況について」としました。これまでの取り組みによりどのような効果・成果があったか、あるいはどのような課題が見られたかについて、法人室や主要委員会の委員長である理事・副学長等に聴取しました。

III 監査結果

1 中期目標等及び中期計画等に基づき実施される教育・研究をはじめとする業務全体について

教育研究を担当する7つのセンター等を改組し、「宮城教育大学教員キャリア研究機構」が設置されました。教育研究の柔軟な統括本部として、現代的な教育課題に対する先進的な研究と大学の教育課程上の問題解決を担える機構として期待されます。大学改革検討特別委員会が設置され、学部・大学院の将来計画について検討がすすめられました。いずれも、教育・研究等の質の維持・向上への重要な取り組みと考えられます。

2 内部統制システムについて

内部統制システムを統括する役職員は、大学運営会議後開催される「役員会」で定期的に情報交換することとなっています。これに加えて役員ミーティングが頻繁に行われるようになりました。法人室、学長室、役員会議等の機能・役割分担の整理もすすめられました。

3 ガバナンス（学長の意思決定）について

法人内部の意思決定システムをはじめとするガバナンス体制の整備・運用状況は概ね妥当であると判断します。

4 学長の業務執行状況について

学長の業務執行状況について、学内の業務運営及び学外の諸活動は適正に行われていることを確認します。

5 附属施設について

(1) 附属学校

「大学と附属校園が教育実践にかかわる多くの情報を共有し、連携・協力による共同研究を推進・強化する」「各附属校園間の連携・協力による幼稚園・小学校・中学校及び特別支援学校内の小・中・高の一貫したカリキュラム研究を推進するとともに、附属学校教員の資質の向上を図る」「特別な配慮が必要な幼児・児童・生徒が園・学校生活に適応し、必要にして十分な学習が可能になるための支援体制の一層の整備・強化を図る」「教育実習とそれに直結した大学の科目群へ積極的にいかわり、学部学生・大学院生の教育実地体験の体系化を推進する。また専門職学位課程の院生を含む現職教員と附属校園の教員相互の研修強化を図る」との計画の下、多くの取り組みが実施され、成果をあげました。

大学との連携については、学長が兼務する附属学校部長が主宰する附属学校運営委員会で学校の課題等の共有が図られ、大学における研究への協力や教育実習が行われています。附属学校の役割・機能の見直しについても、附属学校運営委員会で検討を行っています。

(2) センター

環境教育実践研究センター、教育臨床研究センター、特別支援教育総合研究センター、国際理解教育研究センター、小学校英語教育研究センター及び幼小連携推進研究室が、それぞれ年度計画にそって多様な実践がなされ成果をあげました。

教員キャリア研究機構への統合を迎えて、各センターのこれまでの研究教育の連続性が確保されるような運営をしていただきたい。

IV 総括

中期目標、中期計画及び年度計画の達成に向かって業務が適切に執行されているかどうかに関点を置き、監査の主たる内容を、「教育・研究等の質の維持・向上への取り組みと部局の運営状況について」としました。教員キャリア研究機構の設置、大学改革検討特別委員会の設置等、喫緊の課題に対する取り組みがすすめられ、適切に業務が遂行されていることを確認しました。